

審 査 基 準

平成 21 年 4 月 1 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律

根 抱 条 項：第 13 条第 4 項

処 分 の 概 要：

運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付

原権者（委任先）：警察署長

法 令 の 定 め：

自動車の保管場所の確保等に関する法律第 6 条第 1 項（保管場所標章）、第 13 条第 3 項（適用除外等）

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 4 条（保管場所標章の交付の手続）

審 査 基 準：

標準処理期間：1 日

申 請 先：

申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係）窓口に提出してください。

問い合わせ先：各警察署交通課（係）

備 考：